

Title	原秀男氏提出学位請求論文審査要旨
Sub Title	Reports on the doctorate theses
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.4 (1965. 4) ,p.114- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650415-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

原秀男氏提出学位請求論文審査要旨

1 主論文 価値相対主義法哲学の研究

2 副論文 (1)法価値としての合目的性と世界観

(2)相対主義と多数決原理

この論文は、第一編 価値相対主義哲学とその思想的系譜、第二編 価値相対主義法哲学の問題、の二編からなる。

第一編は、第一 価値相対主義法哲学の形成過程の問題、第二 方法二元論の主張、第三 価値判断排除論の主張、第四 総括——諸学説の関連とラートブルッフ法哲学の意義、からなり、第二編は、第一 価値相対主義、第二 価値相対主義における寛容の問題、第三 価値相対主義と民主主義、からなる。

1 筆者は第一編において、価値相対主義法哲学の形成過程を考察することの意義について問題を提起し、価値相対主義法哲学は多くの学者によつて論述されながら、その思想的系譜については從來ほとんど解明されなかつたとし、その理由を究明することから本稿の論述を始めている。筆者によれば、従来、価値相対主義の

主張者とされる諸学者は、いずれも十九世紀末から二十世紀の初頭にかけての約四十年間に集中して議論を展開したが、価値相対主義の立場をとる諸学者間の関係を不明なものとしている一因である。

右にみたような考え方に立つて、筆者は問題を考察するに當つて二つの仮説を設定している。その一は、グスタフ・ラートブルッフを価値相対主義法哲学の完成者としてみるということであり、その二は、価値相対主義の思想的系譜を方法二元論の系列と没価値論の系列とに区分して考察することである。そして第一の仮説にしたがつて筆者は、まずラートブルッフの法哲学上の業績を、(1)法哲学を価値哲学として位置づけたこと、(2)方法二元論、(3)社会科学的方法を法哲学に導入したこと、(4)窮極価値の分析、(5)諸法理念間の相互矛盾論、(6)民主主義の哲学的基礎づけとしての価値相対主義の主張、の六点にもとめてゐる。第二の仮説にしたがつて、方法二元論の系列にはゲオルク・ジンメル、ハインリッヒ・リツケルトおよびエーミール・ラスクらをあげ、没価値論の系列にはゲオルク・イエリネック、マックス・ウェーバー、ヘルマン・カントロピッツおよびハンス・ケルゼンらをあげている。そしてこの二系列に属する諸学者の見解が、ラートブルッフの法哲学といかなる関係をもつかを、それぞれの著作の刊行年度に照応せしめて歴史的に遡つて考察するという方法を試みてゐる。かくして本編は、全体として前記の二つの仮説を証明するという構成をとつてゐる。

右にみたような考察方法にしたがつてえられた筆者の結論は、次の諸点にまとめられている。

(1) ラートブルッフが法哲学を価値哲学として位置づけたことは、ラスクの法学の二分化の主張にその基礎をもとめたものである。なおラスクの見解は、自然科学と文化科学との明確な識別を主張したリツケルトの業績と、方法二元論の明確な主張を展開したジンメルの業績とに負うところが少なくない。

(2) ラートブルッフは、法哲学を価値哲学としてとらえたにもかかわらず、イエリネック、ウェーバーらによつて主張された没価値的な社会科学的方法を忠実に踏襲してこれを導入し、社会科学的方法にしたがつて価値領域を精密に検討している業績として評価されなければならない。

(3) 法的価値を三種の窮極価値に区分し、その一つである目的合理性に対応する三つの世界観（個人主義、団体主義および超人格主義）の存在を指摘したラートブルッフの見解は、その方法論上の基礎にウェーバーの理念型構成をおいていたことは明らかであり、またウェーバーの理念型構成は、イエリネックの類型概念の系譜に属することも確かである。さらに三種の世界観の区分の指摘は、その直接的基礎としてラスクの人格主義と超人格主義との対立的把握を抜きにしては考えられない。

(4) 諸法理念の相互矛盾論は、その発想方法の基礎にウェーバーの価値観の党派性の主張がみられるが、これこそラートブルッフの最大の業績である。

(5) 価値相対主義と民主主義との関係についてのラートブルッフの主張は、かつてのケルゼンの見解にしたがつたものであり、その論理的根拠は少なからず不正確な要素を内含している。なお価値相対主義の政治的側面と科学的側面とを識別している第二次世界大戦後のケルゼンの見解は、価値相対主義についての発展的成果としての意義をもつものである。

以上の結論は、価値相対主義を構成する二本柱ともいべき方法二元論の主張と没価値論の主張とが、いかなる経過を経てラートブルッフの法哲学体系に組み入れられ、発展させられたかを明らかに示している。この点において筆者の設定した仮説の妥当性を証明したものとすることができよう。なお筆者によれば、没価値論の最初の主張者は通常いわれているようにウェーバーではなく、イエリネックであるとの独創的な見解を示している。また戦後におけるケルゼンの主張こそ、方法二元論および没価値論の徹底的深化であるとしている。

本編は、価値相対主義法哲学の思想的系譜を究明するため、戦前戦後における内外の文献をひろく参照検討して立論の基礎とし、すぐれた独創的見解を示している点が少なくない。ラートブルッフによつて大成された価値相対主義法哲学の思想的系譜をさぐるに当つて、極めて大胆に論断している部分には、あるいは結論を急ぎ過ぎた憾がなくもないが、それにもかかわらず、内外の学者が究明していない諸点を解明して、一家の見解を提示していることは高く評価されて然るべきものと考えられる。

2

第二編において筆者は、(1)まず価値相対主義と相対主義との関係および区別についての考察から始めている。筆者によれば、相対主義は真理概念および価値概念を相対化するものとしてとらえられるのに反して、価値相対主義は真理概念の相対性を問題とすることなく、もっぱら価値概念の相対性を問題とするものである。相対主義の意味における真理概念および価値概念の相対性は、認識対象を殆ど考慮することなく、認識観点のみを直接の問題としてしている。すなわち真理概念の相対性にしても、真理概念の微視的分析、いかえれば特殊科学における認識の問題を全く考慮することなく展開されている。これに反して価値相対主義は、因果法則および経験科学法則の妥当する真理領域の認識の相対性については積極的にこれを問題とせず、もっぱら価値領域における認識の相対性を問題とする。価値相対主義の説く価値認識の相対性とは、認識対象としての価値と認識観点としての価値観とのいずれをも考察の対象とした上で論じられていることに注意すべきである。しかし相対主義と価値相対主義は、いずれも単に多様に存在する主観にのみ基礎をもとめるものではなく、両者は、さまざまに異なる多様な体系の存在を問題とし、異質的な諸体系の間における異なる認識の問題を論ずる立場であることにおいては同様であると説いている。

次に筆者は、価値相対主義と価値絶対主義との関係を考察して歴史的価値相対主義にも論及している。価値相対主義の主張は、もともとそれと対立関係にあるとされる価値絶対主義の主張に接

近し、同化する傾向を示すから、価値相対主義は論理的に一貫性を欠く思想であるとす批判がある。相対と絶対との関係をいかに把握するかという哲学上のアポリアに真正面から対決することを筆者は敢えて行なわず、価値相対主義に対する批判の可否を検討することに問題を限定している。そして価値相対主義に対する批判を四種に大別して考察し、それらのいずれもが形式論理的には整合性をもつことを承認するが、それにもかかわらず、そのことによつて価値相対主義を否認する根拠とはならないと主張する。筆者によれば、思想や世界観について論ずる場合に、わずか一点が論理的整合性を欠くからといって、その思想や世界観の独自性を否定するならば、すべての思想や世界観は実体のないものとなり終るであろう。それゆえ思想や世界観に独自の存立を認めるメルクマールは、過去に存在した他の思想や世界観、同時代に存在する他の思想や世界観に比して独自の主張内容をもち、かつ現実には異なる作用をいとなむことである。この基準からすれば価値相対主義は、独自の存立根拠をもつと認められることはいうまでもない。問題の核心は、相対と絶対との関係を概念的に識別することではなく、価値相対主義が自己を否定する契機としての価値絶対主義の登場を基礎づけることにあると主張している。

また歴史的価値相対主義は、時代と社会との相違にもついで価値を相対化するものとしてとらえ、価値相対主義とは全く異なるものであるとする。今日なお多くの学者が、価値相対主義と歴史的価値相対主義とを明確に識別することなく混同して論じてい

ることはゆるぎないといつていい。またマルクシズムは認識の相対性を認めることにおいて、価値相対主義に親近性を示しているが、マルクシズムは本来、価値絶対主義の範疇に属するものであり、むしろ歴史的価値相対主義に一層親近性をもつと論じている。

さらに筆者は、価値相対主義を科学的側面と政治的側面とに分けて考察している。かかる着想は、アーノルド・ブレヒトおよびハンス・ケルゼンの主張によつて示唆をうけたものであるが、なおブレヒトおよびケルゼンの主張を發展せしめて、価値相対主義には、没価値論を中核とする社会科学の立場と、価値確信および価値選択の非合理性を認めながらも、それらが自由に登場することの意義を認める実践的立場との二側面が存在することを指摘する筆者の従来主張を展開している。

(2) 次で、価値相対主義における寛容の問題をとりあげている。代表的な価値相対主義者であるラートブルッフやケルゼンによれば、価値相対主義は寛容を中核とする思想であつて、高度な道德性を内含し、民主主義に哲学的基礎づけを与えることされている。

筆者は、このような主張が価値相対主義の原理的方法論に照らして論理必然的に導かれ得る帰結か否かを検討している。筆者は、価値相対主義と寛容との関係について限定的に肯定する主張と否定する主張とに区分して、それぞれの代表的学説を考察批判している。そして寛容の理論を考察して二つの立場を区分し、第一の立場は宗教的な謙讓の精神と愛ともとづく主張であり、第二の

立場は人権思想の絶対的主張としての意味をもつものであるとし、価値相対主義者が寛容との論理必然的關係を主張する場合には、第二の立場に親近性の度が強いとしている。かかる考察を綿密に展開したのち、価値相対主義と寛容との關係は、これを一面的に肯定することも否定することもできないとの結論を提示して、従来通説とは異なる主張を次の論拠によつて展開している。その一は、科学的価値相対主義の次元においては、今日まで価値相対主義と寛容との關係について合理的な分析がなされていない。したがつて両者の論理必然的關係は今後の研究によつて肯定される可能性もあれば否定される可能性もある。その二は、価値確信・価値選択の次元における価値相対主義は寛容の要請を肯定する可能性もあれば否定する可能性もある。

以上のような筆者の見解は、価値相対主義の理論的側面と実践的側面とを区分することからの当然の帰結とも考えられるが、その結論に到達する過程においては内外の学説の検討を通しての周到な研究がなされた、その結果であることが窺える。

(3) 最後に、価値相対主義と民主主義との關係について筆者は、価値相対主義の原理的方法論からみて、価値相対主義が寛容の要請を契機として民主主義と論理必然的關係にあるとの主張を検討することにより、価値相対主義の本質的構造を究明しようと試みている。

問題考察の手がかりとして、筆者は、まず価値相対主義の代表的主張者であるウェーバー、ラートブルッフおよびケルゼンの民

主義論の考察から始めている。その際、科学的価値相対主義の次元と政治的価値相対主義の次元とに分けて検討している。筆者によれば、ウェーバーは、その学的研究の成果として価値相対主義と民主主義との論理必然的関係の存在を説いたことはなかつたが、その政治的立場としては熱心に民主主義を称讃した。ケルゼンの見解は、第二次世界大戦の前後で変化を示している。大戦中までのケルゼンは、価値相対主義と民主主義との論理必然的関係の存在を主張し、ラートブルツフもまたケルゼンの見解に賛同した。しかし大戦後のケルゼンは、価値相対主義と民主主義との間には、「高度の親近性が存在する」という風にいい、さらに最近においては仮説として承認するというように、その論理的基礎づけの方法に大きな変化を示している。また価値確信・価値選択の次元においては、ケルゼンは実質的正義の内容として、ラートブルツフは自然法として、それぞれ民主主義を熱心に支持している。

次で、筆者は、民主主義が必然的に採用する手段として多数決原理の論理的構造について考察して次のように論述している。社会的統一意志形成の手段としての多数決原理は、普通の討論の基盤の存在することを信念とすることにおいて、超越的普遍価値への信念と同一価値の発見の可能性およびそれへの服従とを意味する。したがつて成員の同質性が否定され、多数と少数の関係が固定化される場合には、多数決原理の妥当性は否定されざるをえない。

かくして客観的な科学的方法そのものを意味する科学的価値相

対主義と、社会成員の同質性を前提とし、各人の価値確信・価値選択が非合理性を含むものであることを認めながら、その表明に意義を認め、各価値確信が等価性をもつとすることにより、質的判断を無視して量的方法による多数決原理・民主主義との論理的必然関係は、階級対立と政治的関心の増大現象が顕著に認められる現代においては承認されえない。したがつて価値相対主義と民主主義多数決原理との密接不可分の関係が承認され得るのは、主観的確信を契機とする政治的価値相対主義の場であるとしている。

本編は、価値相対主義の本質を究明して、これを科学的価値相対主義と政治的価値相対主義との二重構造からなることを提唱することから出発して、価値相対主義と寛容および民主主義との関係についての従来の学説を批判して独自の見解を展開している。その際、内外の学説の理解と批判を通して筆者自身の見解を慎重に示しながら問題の所在と意義とを明らかにしていることは、高く評価していいであろう。問題が大きいだけに論述が簡にすぎ意をつくしえない憾がなくはない箇所が目につくのみならず、用語の不適當と思われる点も散見するが、それによつて本論文において示された筆者の研究の価値と重要性とが減殺されるものではない。

末尾に掲げられている内外の文献は、およそ価値相対主義哲学に関係のある主要なものを網羅しているのみならず、それらの文献が本文中によく活かされていることが指摘できる。

以上の主論文のほか副論文として提出された二篇の論文は、次のような内容のものである。その一である「法価値としての合目的性と世界観」は、法価値としての合目的性は世界観的立場の異なることによつて、その内容を異にし、法価値序列の移動を示すというラートブルッフの見解を詳細に検討批判している。その二である「相対主義と多数決原理」は、主論文の第二編における「三 価値相対主義と民主主義」の旧稿である。

主論文と副論文を慎重に審査するに、主論文において展開されている価値相対主義法哲学の研究成果は、単にわが国の法哲学界のみならず欧米の法学界においても、いまだ十分に論じられていないユニークな意義と価値とをもつものであるといつても過言ではなからう。この研究に示された筆者の学識とこの研究のもつ価値とは、法学博士の学位を筆者に授与するに値すると思料する。

昭和三十九年十月三十日

主査委員 慶應義塾大学教授 峯村 光郎

慶應義塾大学教授 潮田 江次

慶應義塾大学教授 法学博士 前原 光雄

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規定第三条によるものである。